

平成26年3月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第1号	亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例・1
議案第2号	亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例・・・3
議案第3号	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・4
議案第4号	亀山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・5
議案第5号	亀山市基金条例の一部を改正する条例・・・・・・・・6
議案第6号	亀山市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・7
議案第7号	亀山市社会教育委員条例の一部を改正する条例・8
議案第8号	亀山市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・9
議案第9号	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例・10
議案第10号	亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・11
議案第11号	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例・・・12
議案第12号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・13

件名	亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	市民文化部 地域づくり支援室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>核家族化、少子高齢化及び高度情報化による社会環境の変化は、家庭の絆や地域の繋がりを希薄にし、公共空間における安全性や犯罪抑止機能の低下を招いています。</p> <p>亀山市においても、近年、振り込め詐欺や、登下校中の児童を狙った声かけ事案等の発生が確認され、市民の暮らしに不安をもたらしています。</p> <p>これら日常生活に潜む犯罪を未然に防止するためには、地域の住民同士が注意を喚起し合い、互いに連携し、協力していく必要があります。</p> <p>また、亀山市まちづくり基本条例では、まちづくりの基本原則の1つとして安全で安心なまちの構築を掲げています。</p> <p>これらのことから、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、基本理念を定め、市や市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪の発生を未然に防止する環境を整備するために必要な事項を定めることにより、安全で安心なまちづくりを推進するため、本条例を制定するものです。</p> <p>2 制定内容</p> <p>(1) 目的 <第1条関係></p> <p>この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」といいます。）に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、地域活動団体及び関係行政機関の責務を明らかにするとともに、犯罪の発生を未然に防止する環境を整備するために必要な事項を定めることにより、安全で安心なまちづくりを推進し、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とします。</p> <p>(2) 定義 <第2条関係></p> <p>この条例における用語の定義を定めます。</p> <p>(3) 基本理念 <第3条関係></p> <p>安全で安心なまちづくりは、市、市民、事業者、地域活動団体及び関係行政機関がそれぞれの責務を認識した上で、相互に連携し、及び協力して推進されなければならないことを基本理念とします。</p>		

(4) 市の責務 <第4条関係>

市は、安全で安心なまちづくりを推進するため、必要な施策を総合的に実施するものとします。

(5) 市民の責務 <第5条関係>

市民は、地域における相互の連帯意識を高め、自らの安全を確保するよう努めるものとします。

(6) 事業者の責務 <第6条関係>

事業者は、地域社会の一員として、安全で安心なまちづくりのための自主的な活動を推進するよう努めるものとします。

(7) 地域活動団体の責務 <第7条関係>

地域活動団体は、安全で安心なまちづくりのための自主的な活動を推進するとともに、その活動への市民及び事業者の参加を促進するよう努めるものとします。

(8) 関係行政機関の責務 <第8条関係>

関係行政機関は、安全で安心なまちづくりを推進するため、市、市民、事業者及び地域活動団体に対し防犯に関する情報を提供する等必要な措置を講ずるものとします。

(9) 推進体制の整備 <第9条関係>

市及び関係行政機関は、安全で安心なまちづくりを推進するために、市、市民、事業者、地域活動団体及び関係行政機関が連携し、及び協力することができる体制を整備するものとします。

(10) 広報啓発 <第10条関係>

市及び関係行政機関は、防犯意識の高揚を図るため、市民、事業者及び地域活動団体に対し、防犯に関する広報及び啓発を行うものとします。

(11) 防犯環境の整備 <第11条関係>

市及び関係行政機関は、犯罪の発生を未然に防止する環境を整備するため、市民、事業者及び地域活動団体による防犯に関する活動に対する支援、防犯に関する相談体制の充実等について、相互に連携し、及び協力して取り組むものとします。また、市民、事業者及び地域活動団体は、これらの取組に対し、積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとします。

3 その他

施行日は、平成26年4月1日とします。

件名	亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号）による「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正規定の一部が平成26年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例で引用している「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第12項が第11項に繰り上げられることに伴い、条項の整理を行うものです。 <第15条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成26年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
----	-------------------------------------	------------------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市が設置する保育所には、入所する児童の健康診断等を行うため嘱託医及び嘱託歯科医を置き、年額で定めた報酬を支給しています。

保育所の健康診断は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第1項の規定により学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っています。

このことから、学校（幼稚園）と保育所における嘱託医及び嘱託歯科医の報酬の額の均衡を図るため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

保育所の嘱託医及び嘱託歯科医の報酬の額を次のとおり改正します。

<別表関係>

(1) 保育所嘱託医

現行	
年額	219,000円



改正後	
基本額	年額 219,000円
人数割額	年額 5月1日現在における乳児及び幼児の数に670円を乗じて得た額

(2) 保育所嘱託歯科医

現行	
年額	109,500円



改正後	
基本額	年額 219,000円
人数割額	年額 5月1日現在における乳児及び幼児の数に440円を乗じて得た額

3 その他

施行日は、平成26年4月1日とします。

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	消防本部予防室 建設部建築住宅室
----	--------------------	---------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」（平成26年政令第17号、平成26年4月1日施行）において、危険物の製造所等の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の標準が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものです。

また、平成26年4月1日から建築基準法第97条の2の規定による限定特定行政庁に移行することに伴い、新たに行う事務について徴収する手数料の額を定めるため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 危険物関係手数料のうち、ガソリン、灯油等の危険物の危険度に応じて定められている指定数量の倍数が200を超える製造所及び一般取扱所並びに特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請に対する審査等の事務の手数料の額について、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で定める額に改めます。 <別表第2関係>

(2) 市が限定特定行政庁として行う、建築基準法による確認申請に対する審査等の事務、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」による長期優良住宅建築等計画の認定の審査の事務、「都市の低炭素化の促進に関する法律」による低炭素建築物新築等計画の認定の審査の事務等について徴収する手数料を追加します。なお、これらの事務の手数料の額については、県及び県内の特定行政庁が各事務について定めている額と同額とします。

<別表第3、別表第4及び別表第5関係>

3 その他

施行日は、平成26年4月1日とします。

件名	亀山市基金条例の一部を改正する条例	環境産業部 森林林業室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>三重県では、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるための財源として、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」を導入し、この税を活用した施策を県と市町で分担して展開するため、税収の一部が交付金として市町に交付されます。</p> <p>この交付金について、「災害に強い森林づくり」及び「市民全体で森林を支える社会づくり」を推進する施策を今後計画的に進めるための資金として積み立てるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>「災害に強い森林づくり」及び「市民全体で森林を支える社会づくり」を推進する施策に要する資金に充てるため、「みえ森と緑の県民税市町交付金基金」を積立基金として設置します。 <第3条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成26年4月1日とします。</p> <p>(参考)</p> <p>平成26年度積立予定額 6,000千円</p>		

件名	亀山市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例	教育委員会事務局 教育総務室
----	--------------------------	-------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市では、幼稚園の園児の保護者の経済的負担を軽減するため、国の幼稚園就園奨励費補助事業を基準に、所得の状況に応じて保育料を減額し、又は免除しています。

平成26年度の国の補助事業において多子世帯に対する補助が拡大され、同時に就園する場合及び小学校1年生から3年生までの兄又は姉がいる場合の第2子以降の園児について、保護者の所得制限が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

市立幼稚園の保育料を減額し、又は免除できる世帯に、2人以上が同時に幼稚園などに就園している世帯と、園児に小学校1年生から3年生までの兄や姉がいる世帯を新たに加えます。 <第6条関係>

3 その他

- (1) 施行日は、平成26年4月1日とします。
- (2) 保育料の減免額は、亀山市立幼稚園保育料減免に関する規則で定めます。

(参考)

新たに減免の対象となる世帯の保育料の額について

対象園児	保育料の額	減免額	減免後の保育料の額
第2子	月額 6,000円	月額 3,000円	月額 3,000円
第3子以降	月額 6,000円	月額 6,000円	月額 0円

件名	亀山市社会教育委員条例の一部を改正する条例	教育委員会事務局 生涯学習室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>平成25年6月14日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号）による社会教育法の改正規定が平成26年4月1日から施行され、社会教育委員の委嘱の基準について「社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令」（平成23年文部科学省令第42号。以下「省令」といいます。）で定める基準を参酌して、条例で定めることとされるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>亀山市社会教育委員の委嘱の基準について、省令で定める基準を参酌し、省令で定める基準と同様の基準を定めることとします。 <第2条関係></p> <p>(1) 学校教育の関係者 (2) 社会教育の関係者 (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (4) 学識経験のある者</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、平成26年4月1日とします。 (2) 現在の委員について、施行日以後も引き続き委員とみなすこととする経過措置を定めます。</p>		

件名	亀山市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例	教育委員会事務局 生涯学習室
----	-------------------------	-------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成25年6月14日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号）による地方青少年問題協議会法の改正規定が平成26年4月1日から施行され、これまで同法で定められていた地方青少年問題協議会の会長及び委員の要件が廃止されることから、条例でこれらの要件を定めるため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 亀山市青少年問題協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命することとします。 <第2条関係>

ア 青少年関係の団体又は機関の代表者

イ 関係行政機関の職員

ウ 学識経験のある者

エ その他市長が必要と認める者

(2) 亀山市青少年問題協議会の会長は、委員の互選により定めることとします。 <第4条関係>

3 その他

(1) 施行日は、平成26年4月1日とします。

(2) 現在の委員のうち、改正後の条例に定める委員の要件を満たす者について、施行日以後も引き続き委員とみなすこととする経過措置を定めます。

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室
----	------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市の国民健康保険税の最初の納期に係る金額は、地方税法の規定により各納期の1,000円未満の端数金額を合算するため、他の納期金額と比べて高額となる場合があり、納期ごとの納付金額の平準化を図るため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

地方税法第20条の4の2第6項ただし書の規定により、国民健康保険税の納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は分割金額自体が100円未満である場合は、端数金額又は分割金額を、全て最初の納期に係る分割金額に合算することを条例で定めます。 <第17条関係>

(例) 年税額 35,000円の場合

(現行)

1,000円未満の端数金額を最初の納期金額に合算

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
金額(円)	11,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

(改正後)

100円未満の端数金額を最初の納期金額に合算

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
金額(円)	4,600	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800

3 その他

施行日は、平成26年4月1日とし、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとします。

件名	亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	建設部 用地管理室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>平成25年4月から国有林野事業が国営企業でなくなったことに伴い、道路法及び道路法施行令において関係規定の整備が行われたため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 市の管理に属する道路の占用料（以下「占用料」といいます。）を徴収する国の事業がなくなったことにより、占用料の額、減免及び徴収の規定について、国から徴収する占用料に係る部分を削ります。</p> <p style="text-align: right;">＜第2条、第3条及び第4条関係＞</p> <p>(2) (1)の改正に伴う規定の整理を行います。 ＜別表関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	建設部 建築住宅室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第106号）が平成25年12月13日に公布され、平成26年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の題名が改正されることから、条例で引用する法律名を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めます。 <第6条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成26年10月1日とします。</p>		

件名	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防本部 消防総務室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号）による「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正規定の一部が平成26年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例で引用している「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第12項が第11項に繰り上げられることに伴い、条項の整理を行うものです。 <第11条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成26年4月1日とします。</p>		